

防止しましよう

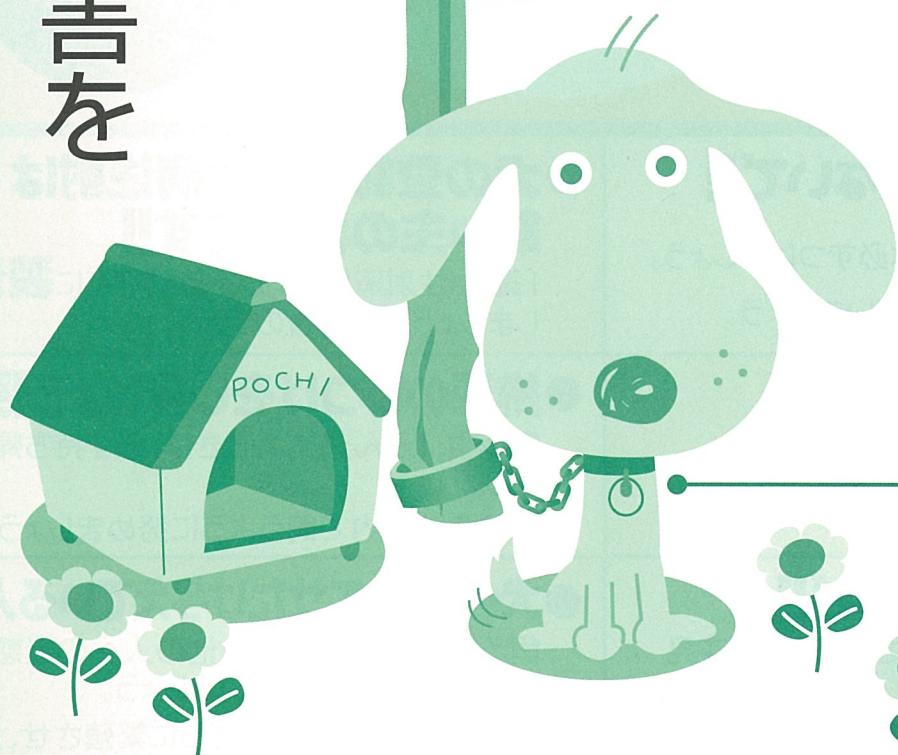
犬による危害・被害を

放し飼い禁止!!

脱出防止!!

けい留!!

しつけと訓練!!



! 犬の放し飼いは…

- ①人を攻撃する(咬傷・傷害)
- ②他人の土地や農作物を荒らす(被害・損害)
- ③他の犬や猫とケンカを引き起こす
- ④交通事故の危険性
- ⑤いろいろな病気の感染や中毒の原因
- ⑥逸走の原因

など他人に迷惑をかけ、愛犬にも危害等が及びます。

- 犬の放し飼いはやめましょう。
- 犬が施設から脱出しないよう必要な措置を講じましょう。
- けい留されている犬の行動範囲が道路又は通路に接しないようにしましょう。
- 犬の飼養目的などに応じて適正な方法でしつけをし、飼い主の制止に従うよう訓練しましょう。
- 特定犬はオリの中で飼いましょう。
- 散歩のときも、必ず引き締をつけましょう。

鑑札・注射済票

(電話番号を書いた名札)

特定犬

- 秋田犬、土佐犬、紀州犬、ドーベルマン、セントバーナード、ジャーマン・シェパード、グレートデン、アメリカン・スタッフォードシャー・テリア（アメリカン・ピット・ブル・テリア）
- 体高60cm×体長70cmの大型犬

オリ

- 上下四方が囲まれていること。
- 十分な強度があること。
- 人や動物に危害を加えない構造であること。

犬を放し飼いにした者は、「茨城県動物の愛護及び管理に関する条例」により罰則が適用される場合があります

